地域の救急リーダー！“応急手当普及員”のみなさんへご案内

私たちと応急手当を普及させませんか？

応急手当普及員とは、地域の方や所属する事業所等の従業員の方に対して行う救命講習の指導者を養成することを目的とした資格です。
救急件数の増加により、通報から救急車の現場到着時間は年々長くなる傾向にあり、心肺停止の場合は救急車到着までに何らかの処置を施さなければ蘇生の可能性が低下していきます。

普及員が行える救命講習

短期救命講習

・30 分程度

基本的な応急手当について短時間で教えることができ、DVD の視聴や胸骨圧迫の実技等、講習内容は自由です。
消防署への提出書類はありません。

※資器材を借用される場合は、最寄りの消防署へ資器材借用書を提出する必要があります。

救命入門コース

・45 分コース
・90 分コース

応急手当の導入講習として、胸骨圧迫及び AED の取り扱いが指導項目となります。
参加証交付申請書及び修了者名簿を記入し、講習終了後に消防本部へ提出をお願いします。
修了者には参加証を発行します。

普通救命講習

・Ⅰ…180 分コース
・Ⅱ…240 分コース
・Ⅲ…180 分コース
（小児・乳児用）

心肺蘇生法及び異物除去要領、大出血時の止血法が主な指導項目となります。
普通救命講習Ⅰが成人を対象とした一般的な救命講習になります。
様式 1～3 及び効果確認表を記入し、講習終了後に消防本部へ提出をお願いします。
修了者には修了証を発行します。

借用資器材一覧

・人形（成人用・小児用）
・AED トレーナー
・DVD
・リーフレット（必要部数）

貸し出しについては最寄りの消防署で可能です。数に限りがあるため、事前にお問い合わせの上、申し込みをお願いします。

※応急手当普及員の有効期間は 3 年間で、更新するためには応急手当普及員再講習を受講する必要があります。

関係書類は消防本部のホームページ（http:// www.ariake-119.or.jp/）内からダウンロードできます。

救える命を増やすために
応急手当の普及は救急分野において
最重要課題です！！

お問い合わせ先
有明広域行政事務組合消防本部　消防課救急係
〒865-0065　熊本県玉名市築地 309 番地 1
TEL：0968-73-5283　　FAX：0968-74-0030

～申請書のデータ取得方法について～

① ホーム画面左側にある「応急手当普及員」のタブをクリックする。

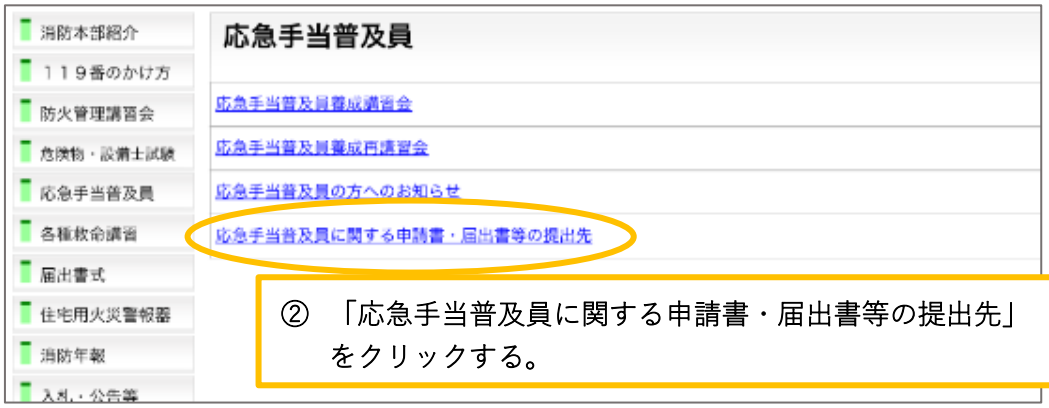

② 「応急手当普及員に関する申請書・届出書等の提出先」をクリックする。

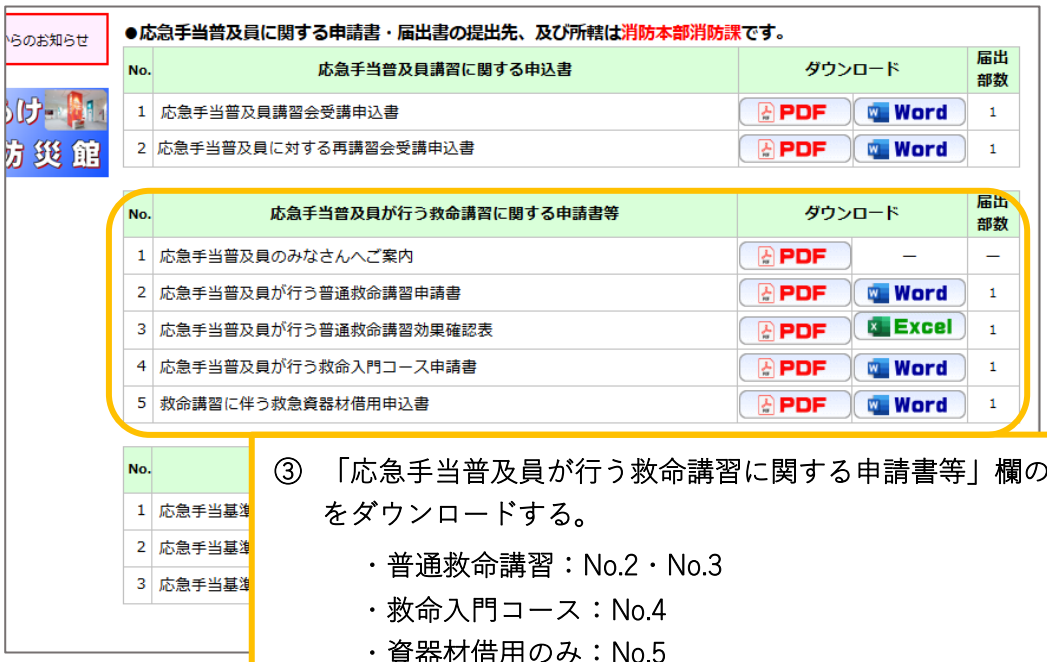

③ 「応急手当普及員が行う救命講習に関する申請書等」欄の必要書類をダウンロードする。

・普通救命講習：No.2・No.3
・救命入門コース：No.4
・資器材借用のみ：No.5

※資器材借用のみの場合は最寄りの消防署にご提出ください。